

no.627

2017. 6
June

広報

あさひ

総人口：10,672人 (+16)
男：5,303人 (+3)
女：5,369人 (+13)
世帯数：3,980世帯 (+15)
(平成29年4月末現在)

子育て支援だより

「子育てワンポイントアドバイス」

第138回 「成功体験からできることを増やそう！」

みえ発達障がい支援システムアドバイザー 竹村 マミ

お子さんにとって“わからない”“できない”ことを、何とかできるようになってほしいという願いから、無理にさせようとすることはありませんか。確かにそうすることでできるようになることもありますが、大抵は、拒否をしたり嫌いになったりします。それは、学童期、もしくは大人でもそういうことはあると思います。

こんな例があります。頭の中でイメージすることの乏しさや手指の不器用さがある幼児さんに絵を描かせようとしたら、全く描こうとしませんでした。どのように描いたらよいかわからない、或いは、上手に描きたいという思いがあるのでしょうか。そこで、簡単な絵かき歌を取り入れてみました。初めは見るだけでした。2回目は手を添えて一緒に描いたところ、3回目からは自分で描きました。すると、描けたことが嬉しかったのか、それまで開いたことのなかったお絵描き帳を自ら持ってきて、歌いながら描く姿が見られ、その後、学校でも抵抗なくいろいろな絵を描いています。絵かき歌は独創性が育たないから良くないと思われる方もありますが、苦手なお子さんには、遊びの楽しさを知らせる上で必要なツールになると思います。

また、砂遊びを嫌がるお子さんに、砂を無理に触れさせようとするとかえって嫌がります。過敏が影響している場合もあります。まずは、楽しく遊ぶ様子を見せて、指先にほんの少し触れることからスタートしてみてください。

簡単なことから“できた”という体験を積むことで遊びの幅も広がります。身の回りのことについても、無理にやらせようとしないで、まずは90%大人がして、最後だけを自分でさせて「できたね」と褒めることで、成功体験を積み重ねてあげてください。そして徐々に大人の手を引き算していくことが、ひとりのできる近道になると思います。

※気になることがありましたら、子育て健康課（377-5652）にご連絡ください。

※みえ発達障がい支援システムアドバイザー：三重県小児心療センターあすなろ学園（現三重県立子ども心身発達医療センター）で1年間研修後、県の認定を受ける。あさひ園内療育、途切れない支援事業、保護者相談等を実施。専門医療機関のワンストップ窓口。

6月1日(木)に「三重県立子ども心身発達医療センター」が開設します。

三重県では、発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携による途切れない支援体制の構築を目指しています。

これを受けて、県立草の実りハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなろ学園及び県児童相談センターの「難聴児支援部門」を統合し、「三重県立子ども心身発達医療センター」を、併設する県立かがやき特別支援学校(分校)とともに、国立病院機構三重病院の隣接地に開設することとなりました。

このセンターは、「子ども一人ひとりが、その子らしく豊かな人生を送るために」を理念として、児童精神科と整形外科、小児整形外科を中心とした医療法に基づく病院であると同時に、児童福祉法に基づく福祉施設でもあります。

心身の発達や特性、育ち、環境など様々な要因により、立ち止まり困っている子どもとその家庭に対し、医療、福祉、教育等の専門性を結集した「チーム医療」を提供します。

住所：三重県津市大里窪田町340番地5

受診予約電話番号など詳細は、ホームページをご覧ください。

6月の子育て支援事業



日 程	時 間	事 業 名	内 容	対 象	場 所	予 約	担 当
6/13(火)・16(金)・ 20(火)・23(金)・ 27(火)・30(金)・ 7/4(火)・6(木)	9:00-12:00	あ そ び 場	スキンシップ・ ストレッチなどの 遊 び	発 達 が ゆっくりの 子どもと 保 護 者	ほっとくらぶ	不 要	ほっとくらぶ (377-3522)
6/21(水)	10:00-12:00	ほ っ と す る 親 の 会	茶 話 会				
7/7(金)	9:00-12:00						
7/6(木)	10:00-12:00	親子ふれあい事業	集 団 遊 び な ど	未 就 園 児	児 童 館	要 予 約	社会福祉協議会 (377-2941)
6/25(日)	10:00-12:00	朝 日 こ ど も 将 棋 教 室	将 棋 遊 び	小 学 1 年 生 ～ 6 年 生	教育文化施設	不 要	
6/10(土)・24(土)	15:00-15:30	お は な し 会	絵本の読み聞かせ な	お話を聞き たい方は どなたでも	あ さ ひ ライブラリー	不 要	教育文化施設 (377-6111)

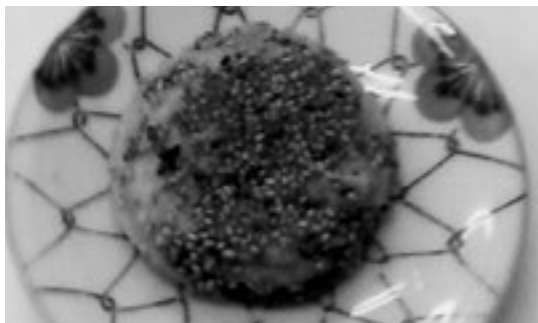
*最終ページに子育て健康課の子育て事業を掲載していますので、ご覧ください。

*お問い合わせは、各担当者にご連絡ください。

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

白玉粉と豆腐を混ぜることで
もちもちした食感のごま団子になります。

豆腐白玉のごま団子



材料(4人分)

白玉粉.....180g
絹ごし豆腐.....200g(1/2丁)
つぶあん.....100g
いりごま.....20g
サラダ油.....大さじ3

作 り 方

- ①白玉粉に絹ごし豆腐を少しずつ加えてこね、耳たぶ程度の固さにする。
※豆腐によって水分量が違うので調整する。固ければ水をたす。
- ②①を12等分して丸め、あんも同様に丸めておく。
- ③2の生地であんを包み丸めたら、少し押しつぶして平たくする。全体にごまを付ける。
- ④フライパンに油を敷き③を並べて、両面をこんがり揚げ焼きにする。

サービスタイム
毎日実施中!

自分のライフスタイルに合わせてレッスン時間が選べる!
ひとり一人の目標にあわせた新しいレッスン。

ブリヂストンゴルフアカデミー生募集中!!

お試しレッスン
割引期間中♪
★女性・ジュニア
初心者歓迎!

サービスタイム
毎日実施中♪
★金曜日は
一日中サービスデー

女性に最適な練習場です
ブリヂストンゴルフアカデミー
PGA日本プロゴルフ協会
認定インストラクター在籍

すべて低価格!お試しレッスン受付中

緑さわやかな230ヤード練習場
北勢ゴルフスクール
TEL (0594) 23-1145

イオン桑名北向かいすぐ
受付時間
平日 9:30-22:00
土日祝 8:30-22:00
4～10月の日曜日は
8:00オープン!

親切・丁寧な指導でいつからでも
始められる生涯スポーツです

大桑国道大山田団地
入口より0.5km
近鉄本線
桑名駅
国道1号線
東名線
至員弁町
全23号線

有料広告掲載欄



6月4日～10日は歯と口の健康週間です



私たちの生命活動は、言うまでもなく食べることによって支えられています。食べるために無くてはならない器官が“歯”です。そんな、大切な歯を守るために歯磨きは大切なのです。

歯磨きって大切！

生まれてきた赤ちゃんの歯を守るのは、お父さんやお母さんの大切な役割です。
歯が生えていないときから歯磨きをする練習が重要です。

歯が生えていないときは、、、

清潔な指で赤ちゃんの唇や口まわりをチョンチョンと触って、触れることに慣らしてあげましょう。
赤ちゃんが歯がためを噛む行為も、将来、歯が生えた後に歯ブラシで触られるのを嫌がらない練習になります。

歯が生えてきた、、、

歯ブラシは最初の歯が生えたら、1～2回触れる程度でよいので使い始めましょう。母乳そのものは、むし歯の直接的な原因ではありませんが、歯に汚れがたまった状態のまま母乳を飲むことは、むし歯のリスクを高める原因となります。

生後6～9か月頃に最初の歯が生え始め、3歳頃までに乳歯列が完成するこの時期は、予防にはとても大事な時期です。食後の歯みがきの習慣が一生の健康に影響すると言っても良いでしょう。しっかりとした習慣づけが大切です。お子さんが歯みがきを嫌いにならないように、無理をせず少しずつ慣らしていきましょう。

仕上げ磨きのポイント

①しっかり口の中を見ましょう

歯ブラシが歯茎に強く当たらないように注意しながら行いましょう。

②歯ブラシはペンを持つように

力をあまりいれずに軽く持ちましょう。

③磨くポイント

乳幼児：上前歯（内側、歯と歯の間は要チェック） 幼児：奥歯のみぞ、歯と歯の間

④ほめる

楽しい雰囲気、できたらほめてあげましょう！

朝日町では、1歳6ヶ月健診、2歳児歯科検診、3歳6ヶ月健診で歯科医師による歯科検診を行っています。虫歯のあるお子さんも増えてきています。

歯磨きをして、健康な歯を守りましょう。

介護付有料老人ホーム エクセレントあさひ

★要支援・要介護の方ならご入居いただけます。
★中度・重度の方、認知症の方も入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。

～ゆっくり・楽しく・家族のように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会

すべての人に微笑みを

— 医療・介護を通して地域社会に貢献する —



376-2008

ふくしま 検索

ブログも公開中！

ひきこもり家族教室のご案内

三重県こころの健康センター（ひきこもり地域支援センター）では、ひきこもりについて正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し、学ぶ場として「家族教室」を開催します。

皆様のご参加をお待ちしています。

期間：平成29年7月から平成30年1月（全4回シリーズ）

基本奇数月第2木曜日 14時から16時まで

場所：三重県こころの健康センター
ストレスケアルーム

三重県津庁舎 保健所棟2階

（津市桜橋3丁目446-34）

対象：ひきこもり等でお悩みのご家族
（家族教室への参加が初めて、もしくは家族教室に参加されて概ね2年未満の方）
（支援関係者の方もご参加いただけます）

定員：10名程度

内 容：

日 程	内 容
① 7月13日	オリエンテーション 「ひきこもり」とは センター職員 家族のグループセッション
② 9月14日	三重県立こころの医療センター 臨床心理士 榊原規之 氏
③ 11月9日	ひきこもり当事者の体験発表 特定非営利活動法人よすが 就労継続支援 B型・日中一時支援事業所いーばしょ 職員・利用者
④ 平成30年 1月11日	地域の社会資源と社会参加について センター職員

※内容・場所は予告なく変更することがありますので、ご了承ください。

※途中の回から参加することも可能です。なるべく継続参加をおすすめします。

※初回参加の方は、事前に概要説明のため、個別相談をおこないます。

※支援関係者の方で、参加を希望される場合は、事前にご相談ください。

申込み先：三重県こころの健康センター TEL (059) 223-5243

担 当：西川・藤谷

「三重おもいやり駐車場利用証制度」利用証の更新について

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方がお使いの利用証の有効期限は5年です。利用証に表示されている有効期限をご確認のうえ、有効期限までに更新手続きを行ってください。有効期限の3か月前（平成29年9月末が有効期限の利用証をお持ちの方は、平成29年7月1日）から、朝日町役場保険福祉課の窓口で手続きできます。

また、平成29年7月から身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び難病の方の利用証の有効期限を廃止します。平成29年6月以前に利用証の交付を受けた方は、更新手続きを行っていただくことで利用証の交付要件に該当しなくなるまでお使いいただけます（更新手続きについては、有効期限の3か月前からの手続きとなります）。

なお、障がいの等級の変更等により交付基準に該当しなくなった場合は、朝日町役場保険福祉課の窓口を利用証を必ず返却してください。詳しくは、朝日町役場保険福祉課 TEL：377-5659
FAX：377-2790または県地域福祉課 TEL：059-224-3349
FAX：059-224-3085 E-mail：ud@pref.mie.jpまで
ホームページ：<http://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/73426012526.htm>

○更新手続きの際は、要件が確認できる下記に記載の「確認書類」とお持ちの「利用証」をお持ちください。

区 分	確 認 書 類
①身体障がい者	身体障害者手帳
②知的障がい者	療育手帳
③精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳
④要介護高齢者	介護保険被保険者証
⑤難病の方	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券
⑥その他	医師の証明書

※⑥の医師の証明書により交付する場合は、証明書に記載の歩行が困難な期間（最長5年）で有効期限のシールを交付します。

※妊娠婦等に交付する利用証は更新できません。

国民年金からのお知らせ

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、朝日町役場町民環境課へご相談ください。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

【国民年金保険料免除等の申請について】

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。この納付猶予制度の対象者が、平成28年7月から30歳未満から50歳未満に拡大されています。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、町民環境課または年金事務所へご相談ください。

後期高齢者 医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります。

被保険者証について

新しい被保険者証（**ピンク色**）を、7月中旬に、簡易書留にて送付いたします。

若草色の被保険者証は、8月1日以降ご使用になれません。

新しい被保険者証（**ピンク色**）が届きましたら、8月1日以降に若草色の被保険者証は朝日町役場に返却してください。（ご自身で処分する場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど十分注意してください。）

また、8月1日以降、病院や薬局の窓口では新しい被保険者証（**ピンク色**）を提示してください。

《住民税非課税世帯に属する被保険者の方へ……》

住民税非課税世帯に属する方は、通院の際に上記の『被保険者証』に加えて『限度額適用・標準負担額減額認定証』を病院の窓口へ提示すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

また、入院の際に提示すると食事代が減額されます。

この減額認定証の交付を受けるには、保険福祉課へ申請が必要です。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を納付いただきます。

原則、7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を朝日町役場から送付します

○保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

○平成29年度の保険料の計算方法は下記のとおりです。

均等割額
43,870円

+

所得割額
(総所得金額等※－33万円) × 9.06%

=

年間保険料額
(賦課限度額57万円)

※総所得金額等とは

- ・各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額を含みますが退職所得は含みません。
- ・遺族年金や障がい年金は収入に含みません。
- ・各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は適用されません。

○保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割額の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、下記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	4,387円
33万円以下	8.5割	6,580円
（33万円＋被保険者数×27万円）以下	5割	21,935円
（33万円＋被保険者数×49万円）以下	2割	35,096円

【注1】世帯は4月1日（年度途中に資格取得された方は資格取得日）時点での状況で判定されます。

【注2】前年（1月から3月までは前々年）12月末日の年齢が65歳以上の方の年金所得は、通常の公的年金控除以外に15万円を控除します。

【注3】事業専従者控除は適用されず、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。譲渡所得の特別控除は適用されません。

【所得割額の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等－33万円）が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減されます。

- ◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減
均等割額が7割軽減され、所得割は課されません。（所得が低い世帯に属する方の均等割額の9割軽減または8.5割軽減に該当する方は、そちらが適用されます。）

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、保険福祉課にお知らせください。

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、受給額の多少に関わらず、国民年金・厚生年金・共済年金の順番で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

- ◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法



- ◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。
口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。
なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

- 申請により負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の被保険者及びその方と同一世帯の被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する被保険者の方は、申請により負担が1割になります。（7月末までに申請された方は8月から、8月以降に申請された方は申請月の翌月から負担割合が変更されます。）

- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）…383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円を超える場合であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の人全員の収入額が520万円未満

- 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）…520万円未満

後期高齢者健康診査について

6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目 的 健康管理と生活習慣病の早期発見を目的としています。
○対 象 者 8月31日までに後期高齢者医療被保険者となられる方
○送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となられる方 ⇒ 8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方 ⇒ 9月下旬発送
○受診期間 7月から11月末までの間 ○受診場所 病院・診療所など
○受診方法 受診券等をご覧ください。
○自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円

後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目 的 実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。
- 不要な方 医療費通知を不要とされる方は、お問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限りです。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限りです。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

制度改正の予定について

国による医療保険制度の見直しにより、以下の改正が平成29年8月から平成30年4月の間に予定されています。

○高額療養費

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

平成29年8月から、上限額が下表のように変わります。

平成29年7月まで

所得区分	自己負担限度額（月額）		
	外来（個人）	入院（個人）	世帯合算
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1%*1 〔44,400円〕*2	80,100円 + 1%*1 〔44,400円〕*2
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円	24,600円
		15,000円	15,000円

平成29年8月から

自己負担限度額（月額）		
外来（個人）	入院（個人）	世帯合算
57,600円	80,100円 + 1%*1 〔44,400円〕*2	80,100円 + 1%*1 〔44,400円〕*2
14,000円*3	57,600円 〔44,400円〕*2	57,600円 〔44,400円〕*2
8,000円	24,600円	24,600円
	15,000円	15,000円

※1 「+1%」は医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の1%を負担。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 1年間（8月～翌年7月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。

○入院時の食事代及び居住費（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額）

入院したときの食事代（食事療養標準負担額）、療養病床に入院したとき居住費（生活療養標準負担額）が次頁のように変わります。

〈一般病床〉

食事代は、1食分として定められた費用のうち下表の額（標準負担額）を負担いただきます。
平成30年4月から下表のように変わります。

平成30年3月まで			平成30年4月から	
所得区分		1食当たり	1食当たり	
現役並み所得者		360円※1	460円※1	
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	210円	
	過去12か月の入院日数が90日超（長期入院該当）※2	160円	160円	
低所得Ⅰ		100円	100円	

※1 指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。

※2 長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に提示した場合。

〈療養病床〉

食費と居住費は、定められた費用のうち下表の額（標準負担額）を負担いただきます。
平成29年10月と平成30年4月からの2回に分けて変更されます。

※病状の程度、治療の内容により負担額が異なります。

入院医療の必要性の高い者以外のもの

平成29年9月まで				平成29年10月から	
所得区分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費※2	1食当たりの食費	1日当たりの居住費※2
現役並み所得者	一般	460円※1	320円	460円※1	370円
低所得Ⅱ		210円		210円	
低所得Ⅰ		130円		130円	
高齢福祉年金受給者		100円	0円	100円	0円

※1 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

※2 指定難病患者の方は0円です。

入院医療の必要性の高い者

・平成29年10月から
・平成30年4月から

所得区分		1食当たりの食費	1日当たりの居住費※2
現役並み所得者		(平成30年3月まで) 360円※1 (平成30年4月～) 460円※1	(平成29年9月まで) 0円 (平成29年10月～) 200円 (平成30年4月～) 370円
低所得Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	210円	(平成29年10月～) 200円 (平成30年4月～) 370円
	過去12か月の入院日数が90日超（長期入院該当）※3	160円	
低所得Ⅰ		100円	

※1 指定難病患者の方、一定期間精神病床に入院中等の方は、260円の場合もあります。

※2 指定難病患者の方、高齢福祉年金受給者は、0円です。

※3 長期入院該当の認定を受けている限度額認定証を医療機関の窓口に提示した場合。

問い合わせ先

・三重県後期高齢者医療広域連合事業課
被保険者証・保険料・一部負担金関係
健康診査・療養費関係
・保険福祉課 TEL 377-5659

TEL 059-221-6883
TEL 059-221-6884

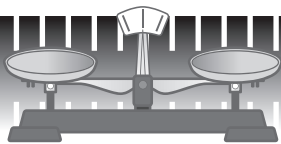
朝日町等級別職員数について

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初における等級ごとの朝日町の職員数を公表します。

朝日町等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成29年4月1日現在）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1 級	定型的な業務を行う職務	12	11.9%	主事補	3
				技師補	2
				保育士	5
				幼稚園教諭	2
				計	12
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	22	21.8%	主 事	12
				技 師	1
				保健師	3
				学芸員	1
				保育士	2
3 級	主任の職務	20	19.8%	幼稚園教諭	3
				計	22
				主 任	14
				主任保育士	3
				主任教諭	3
4 級	係長若しくは園長補佐の職務	18	17.8%	計	20
				係 長	16
				園長補佐	2
				計	18
				課長補佐	12
5 級	課長補佐、室長補佐、副園長若しくは事務長の職務	13	12.9%	室長補佐	1
				計	13
				課 長	11
				議会事務局長	1
				会計管理者	1
6 級	課長、議会事務局長、会計管理者、室長若しくは園長の職務	16	15.8%	室 長	2
				園 長	1
				計	16
				合 計	101
					100.0%

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合 計		内 訳	
		(人)	(%)	職 名	(人)
1 級	労務職員で定型的な業務又は補助的な業務を行う職務	0	0.0%		
				計	0
2 級	労務職員で経験を必要とする業務を行う職務	0	0.0%		
				計	0
3 級	労務職員で相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務	2	66.7%	調理員	2
				計	2
4 級	労務職員で特に高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務	1	33.3%	主 事	1
				計	1
合 計		3	100.0%		



はかりの検査を受けましょう

●対象となる計量器●

取引や証明に使用するはかりは、2年に1度検査が必要です。このため、三重県計量検定所では次のとおり定期検査を実施します。

- ①商店・スーパー：精肉・鮮魚・青果・惣菜の内容量表記での販売用
- ②農業：穀物・椎茸・製茶・鶏卵・青果等の庭先販売用、行商用
- ③病院・薬局：薬の調剤用、体重測定用（健康診断用）
- ④官公所：体重測定用（学校、幼稚園等の健康診断用）
- ⑤宅配取扱業（コンビニエンスストア等の取次も含む）：宅配使用

日 時 7月4日（火） 10時30分～15時
場 所 朝日町役場 駐車場
手数料 計量器の種類や能力によって異なります。支払いは現金でお願いします。

問い合わせ先 三重県計量検定所 TEL 059-223-5071 産業建設課 TEL 377-5658

町営住宅 2部屋 入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

- 募集団地** 町営住宅埋縄団地A棟 103号室（1階）104号室（1階）
- 所在地** 朝日町大字柿2905番地2
- 募集戸数** 2戸（間取3DK） ※ 間取図参照
- 募集期間** 6月1日（木）から6月15日（木）まで（土、日曜日、祝祭日を除く）
- 受付時間** 9時から16時30分まで
- 受付場所** 産業建設課
- 入居資格**
- ・朝日町内に住所又は勤務場所を有すること。
 - ・同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
 - ・現に住宅に困っていること。
 - ・公営住宅法に定める収入基準を満たしていること。
- ※その他詳細な要件は申込書をお渡しの際に説明します。
- 選考方法** 朝日町町営住宅管理条例に基づき選考し、適格申込者多数の場合は公開抽選とします。
- 入居時期** 7月3日（月）から入居可能
- その他** 申込用紙は6月1日（月）から産業建設課でお渡しします。
- 問い合わせ先** 産業建設課 TEL 377-5658

103号室

外
倉
庫



1F

104号室

外
倉
庫



1F

間取図

※各部屋、駐車スペース1台分確保



朝日まちなみプラン～歩き集えるくらしやすいまちづくり～について

先月号に引き続き、朝日まちなみプランの内容について発信してまいります。今月号は朝日まちなみプランの第2章（現状と課題）から第5章（施策の展開）について紹介させていただきます。

第2章 現状と課題

■歴史的資源等



東海道沿道では、街道の面影を残す常夜燈や一里塚跡などの歴史的資源が見られ、箇所寺院が建造されている他、八王子祭で有名な小向神社、善照寺、苗代神社、井後神社といった複数の寺社が点在しています。

■道路幅員状況



東海道の延長は約2.6kmであり、道路幅員は一律ではありませんが5m程度の狭い道路が多く見られます。歩車分離はされておらず、歩道は設置されていません。

■ゴミ置場



道路沿いにゴミ集積所がありますが、縄生、小向、柿で収集箱の種類や収集箇所の数にばらつきがあり、統一されていない状態です。

課題

- ①歴史的風致の保全・再生 ②風情ある旧家屋の維持 ③地域資源のネットワーク形成
④新旧住民の交流施設整備 ⑤交通安全対策

第3章 基本理念

【将来像】『東海道の歴史と田舎のまちの風情が感じられる活気と住みやすさのある町』

- 目標1 東海道の歴史的風情を活かした朝日町らしさの創出（課題①～③に対応）
目標2 新旧住民や来訪者が交流するコミュニティを育む（課題④に対応）
目標3 生活者や歩行者にやさしい道をつくる（課題⑤に対応）

第4章 整備方針

- 1 東海道の歴史を感じることができる広場を整備するとともに、街道沿道をはじめとして、歴史的趣きを残す建造物や社寺境内林などを活用しつつ、歴史的な風致を保全・再生することにより、特色と魅力のあるまちづくりを行う。（目標1に対応）
- 2 丘陵地の開発による新規住民と、地区内の住民が協働でまち、まちづくりを進めるなかで、新旧住民が交流を促進し、地域コミュニティのきずなを深めるための機会づくりと基盤となる拠点施設整備を行う。（目標2に対応）
- 3 東海道南側に位置する小学校への通学や、沿道の学童保育所などの利用、さらに東海道沿道の社寺仏閣、史跡、良好な眺望スポットなどの地域資源を巡る歩行者の安全性、快適性を確保する。（目標3に対応）

第5章 施策の展開

1. 昔ながらの建物の維持・活用（整備方針1に対応）

- ・古い建物を安全に維持し、継続的に地域に歴史的風情が感じられるように古い建物の維持を検討します。
- ・空家や古民家を利用し、飲食ができる場所やサークル活動の場など町の賑わいとしての活用を検討します。

2. 沿道の景観向上及び風景保全（整備方針1に対応）

- ・水路やゴミ置場等を改修し、景観の向上及び風景の保全を図ります。
- ・桜並木等を風景に沿った改修を行います。

3. 歴史的建造物や社寺仏閣のPR（整備方針1に対応）

- ・案内板や標識を整備し、歴史的資源を有効に案内できる環境を整備します。

4. 来訪者に配慮した整備（整備方針1に対応）

- ・歴史的資源や利用可能なトイレなどの情報を記載したパンフレットを作成し、来訪者が散策しやすい環境を整備します。
- ・東海道沿道に誰でも利用できるトイレの設置を検討します。

5. 住民参画の促進（整備方針2に対応）

- ・東海道の歴史や地域資源、東海道まちなみ整備に関する事などの情報を発信し、住民の関心を高め、東海道まちなみ整備への参画を促進します。

6. 新旧住民が交流できる環境の提供（整備方針2に対応）

- ・既存の施設や憩いのスペースとなる様な改修を行い、新旧住民が交流できる環境を整備します。

7. 歩行者の安全性の確保（整備方針3に対応）

- ・歩行空間と車両走行空間の区分を明確にし、かつ、歩行者が安心して歩けるスペースを確保することで、歩行者に安全な環境を整備します。
- ・景観に配慮した照明灯を配置し、夜間の歩行者の安全性を確保します。

8. 車両の走行速度低下及び交通量削減（整備方針3に対応）

- ・車両走行空間を狭めることにより、速度抑制及び交通量削減を図ります。
- ・車両走行空間の明確化や道路標識の拡充により、視覚的な速度抑制を図ります。

次月号では、第6章（都市再生整備計画（案））から第7章（進行管理）をご紹介します。

【問い合わせ先】産業建設課 TEL 377-5658

ま ち の 話 題

あさひ園遠足

5月11日(木)、あさひ園の園児が東芝グラウンドへ遠足にいきました。グラウンドで縄跳びや、かけっこをして仲良く楽しみました。



(ボールで遊ぶ園児達)

な ん で も 掲 示 板



寄 付

ザ・サンライズ 様 6,000円
社会福祉協議会にご寄付いただきました。

ご厚意ありがとうございます。

柿地区まちづくり協議会 様 33,759円
東海道さくら祭会場に設置の募金箱による募金を社会福祉協議会にご寄付いただきました。

三重北農業協同組合 様 5,730円
かぶせ茶(ペットボトル)の朝日町での売上金の一部を社会福祉協議会にご寄付いただきました。

広報あさひ3月号記事に関するお詫びと訂正について

広報あさひ3月号7ページに掲載の「裁判所・検察庁・弁護士会共同見学会」のご案内記事において誤りがありました。正しくは次のとおりです。ご迷惑おかけしましたことを深くお詫びし、訂正させていただきます。

○訂正箇所 日 時

○訂正内容【誤】5月9日(火)13時30分～14時30分(13時15分までに集合)

【正】5月9日(火)13時30分～16時30分(13時15分までに集合)

◎平成29年度「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施について (実施期間:平成29年4月1日から7月31日まで)

厚生労働省では、全国の大学生等を対象に、多くの学生がアルバイトを始める4月から夏休み前までを実施期間として、労働条件の確認を促すことなどを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中は、学生アルバイトの労働条件確保に向けた周知・啓発活動のほか、大学等での出張相談などを行う予定としています。

詳しくは三重労働局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 三重労働局雇用環境・均等室 TEL 059-226-2110

危険物安全管理強調月間

「あなたなら 無事故の着地 決められる！」
6月は危険物安全管理強調月間です

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

■ガソリンの貯蔵・取扱い

ガソリンは、自動車、農業機械機具、発電機などの燃料に使用され、私たちの生活には欠かせない非常に身近なものとなっています。しかし、ガソリンの蒸気は目に見えず、その引火点はマイナス40℃程度と非常に低く、静電気などでも容易に引火します。そのため、取扱いを間違えると事故につながることを忘れてはいけません。ガソリン使用時は以下の点に注意しましょう。

- ガソリンに静電気が蓄積しないよう、消防法令に適合した金属製容器（ガソリン携行缶）で貯蔵・取扱いを行うこと
- ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと
- ガソリン携行缶のフタを開ける前に、エア抜きを行うこと
- ガソリン携行缶を取り扱う場合は周囲の安全確認と発電機などのエンジン停止を徹底すること



問い合わせ先 消防本部予防保安課 TEL 356-2010 FAX 356-2041

事業主のみなさまへ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新はお早めに！

労働保険料（平成28年度確定・29年度概算）の申告・納付は

6月1日（木）から7月10日（月）までです。 お忘れなく！ お早めに！

★年度更新集合受付会を開催します

日時 7月6日（木）・7日（金）・10日（月） 9時～16時

場所 四日市、津、松阪、伊勢、伊賀、熊野の各労働基準監督署 桑名市城東地区複合施設「はまぐりプラザ」
鈴鹿市神戸コミュニティセンター 尾鷲公共職業安定所 以上9会場

※申告書記載について不明の場合は、次の資料をお持ちください。

- ①「概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書」
- ②作成した平成28年度確定分の賃金集計表
一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳（請負金額・工期等が確認できるもの）
- ③事業主印鑑（法人は代表者印鑑）

※労働保険の年度更新手続きは、電子申請により労働局・労働基準監督署へ出向がなくても、自宅・オフィスから、いつでも手続きができます。（詳しくは、電子政府の総合窓口へ <http://www.e-gov.go.jp/>）

<問い合わせ先> 三重労働局総務部 労働保険徴収室 津市島崎町327-2 TEL 059-226-2100

平成29年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）について

1 申込受付期間 インターネット……7月11日（火）10時～7月20日（木）
受験申込書郵送……7月11日（火）～7月14日（金） 当日消印有効

2 第1次試験日 9月10日（日）

3 受験資格

平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方及び平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの方

※詳しくは、裁判所ウェブサイトの裁判所職員採用試験情報を御確認ください。
(<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.htm>)

4 資料請求

受験案内は、5月下旬に、裁判所ウェブサイトに掲載するとともに、最寄りの裁判所で配布する予定です。

5 問い合わせ先 津地方裁判所事務局総務課人事第一係 TEL 059-226-4876（ダイヤルイン）

生活カレンダー

June

6

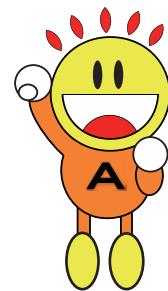
日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
11	12 粗大(小向・埋縄) 健康相談	13 一般 たんぽぽ教室 すくすく相談	14 再生(雑誌等) すくすく相談	15 埋立 のびのび相談	16 一般 育児相談	17
18	19	20 一般 アフターピクス 心配ごと相談	21 リサイクル運動	22 埋立 健康料理教室 のびのび相談	23 一般 7・8ヶ月児相談	24
25	26	27 一般 離乳食教室(後期)	28 再生(新聞紙等) すくすく相談	29 埋立 のびのび相談	30 一般	1 (7月) マタニティ教室②
2	3 粗大(縄生) 乳・子宮・大腸がん検診	4 一般	5 心配ごと相談	6 埋立 3歳半健康診査 のびのび相談	7 一般	8
9	10 健康相談					

各施設等のマーク 保健福祉センター 一般ごみ出しの日

健康事業内容

名 称	日	時 間	備 考
健 康 相 談	12 7/10	14:00~15:00	内容：血圧測定、検尿、体脂肪測定、健康相談、栄養相談など 持ち物：健康手帳
た ん ぽ ぽ 教 室	13	10:00~11:30	対象：1歳6ヶ月以上(要予約) 内容：保育士による集団遊びの教室。(定員30組) 持ち物：参加費100円、テープ、クレヨン、のり、ハサミ、お茶
育 児 相 談	16	9:30~11:00 13:00~14:00	内容：身体計測、保健相談、栄養相談 持ち物：母子健康手帳
ア フ タ ー ピ ク ス	20	10:00~11:30	対象：出産後2ヶ月以降から6ヶ月未満の産婦とその赤ちゃん(要予約) 内容：ダンスインストラクターによる産後エクササイズ 持ち物：汗拭きタオル、バスタオル、飲み物、室内用の運動靴 月齢7ヶ月以上の子どもの託児あり(定員先着10名)
健 康 料 理 教 室	22	10:00~13:00	内容：メタボ予防・高血圧予防を目的とした管理栄養士による調理実習の栄養教室(要予約 保険福祉課377-5659) 持ち物：エプロン、三角巾、筆記用具、参加費300円
離 乳 食 教 室 (後 期)	27	10:00~11:30	対象：9~10ヶ月児(要予約) 内容：管理栄養士による後期・完了期の離乳食の講話と調理実習。 持ち物：エプロン・三角巾・おんぶ紐またはベビーカー
マ タ ニ テ ィ 教 室 ②	7/1	10:00~11:30	対象：妊婦と家族(要予約) 内容：パパの妊婦体験、沐浴指導、分娩に関するお話等(助産師・保健師)
す く す く 相 談	13 14 28	予約時にご案内	内容：「ことばがゆっくり」「どる時がある」「発音が気になる」など言語聴覚士による言葉の発達に関する相談(要予約)
の び の び 相 談	15 22 29 7/6	予約時にご案内	内容：「落ち着きがない」「やりとりがうまくできない」「発達がゆっくり」「集団生活になじめない」など臨床心理士による子どもの発達に関する相談(要予約)
精 神 福 祉 相 談		随時	内容：相談支援センターの相談員が相談を受けます。 ソニオTel (345-9016) HANA Tel (320-2761)
障がい者の就職相談		随時	内容：四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。 Tel (354-2550)
知的障がい福祉相談		随時	内容：相談支援事務所が相談を受けます。 陽だまりTel (329-5881) フルーム Tel (329-5657)
女 性 の 悩 み 相 談		随時	内容：北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。 Tel (352-0557)
児 童 福 祉 相 談		随時	内容：北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。 Tel (347-2030)

※お申し込みは、子育て健康課 (TEL 377-5652) 保健師・看護師・管理栄養士まで



心配ごと相談 (20、7/5)
毎回、保健福祉センター2階研修室
13時~15時30分まで

リサイクル運動

(毎月3水曜日(祝日、雨天の場合は翌日))

収集場所 保健福祉センター駐車場
(午前9時~午後1時まで)

出張場所 柿公民館
(午前10時~11時まで)

ごみ出しの日

一般ごみ	再生ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ
火・金	14(雑誌等) 28(新聞紙等)	木	12(小向・埋縄) 7/3(縄生)

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよくご確認の上、お間違いないようお願いください。

発行・(編集)：朝日町(企画情報課)
〒510-8522 三重県三重郡朝日町大字小向893番地
TEL (059) 377-5663 FAX (059) 377-4543

第627号 平成29年6月1日発行
URL : <http://www.town.asahi.mie.jp>
E-mail : asahi@town.asahi.mie.jp

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165 (通話無料フリーダイヤル)
※火災等の緊急時は利用できない場合があります。